

まちなか（中心市街地）活性化事業委託仕様書

1 事業名

まちなか（中心市街地）活性化事業委託

2 事業の目的

まちなかでの交流機会を提供し、にぎわいづくりを推進するとともに、地域や社会課題の解決に向けて取り組む様々な市民団体等を支援し、中心市街地を核とした市全体の活性化を図ることを目的とする。

3 対象地域

まちなか（本仕様書に定める「まちなか」とは、「西脇市まちなか（中心市街地）活性化計画」の対象地域のことをいう。）

※ ただし、事業実施に当たっては、市全体へにぎわいが波及するよう取り組むこと。

4 事業の内容

(1) 拠点施設の開設及びまちなか（中心市街地）のにぎわいづくりや交流活動の実施

(2) 地域課題の解決に取り組む市民団体等への支援

地域課題の解決を目的とするまちづくり活動に取り組む市民団体等に対し、活動の立上げや団体の運営に関する支援を行う。

ア 市民団体等の設立・運営に関すること。

イ 運営に係る資金の調達方法に関すること。

ウ ソーシャルビジネス等の立上げに関すること。

エ 市民団体等の活動に関する情報の収集及び発信をすること。

オ その他市民団体等の支援に資すること。

(3) 各機関とのネットワークの構築

中心市街地及び周辺集落で活動する多様な主体（市民、学生、まちづくり団体、企業、行政など）と連携し、地域にある様々な資源・強みを生かした地域課題の解決や中心市街地及び市全体の活性化が図られるよう支援を行う。

(4) その他

上記で示す事業以外にも、まちづくり活動の活性化に向け効果的な取組があれば積極的に提案・実施する。

5 事業計画書及び事業報告書

- (1) 事業計画書
契約後速やかに提出すること。
- (2) 事業進捗報告書
 - ア にぎわいづくりに係るイベント等の取組内容、成果、課題等を整理し開催ごとに提出すること。
 - イ 拠点施設の開設日、利用者数、相談件数、相談内容等を1か月ごとに提出すること。
- (3) 年度末事業実績報告
契約期間を通じた事業実績をまとめた報告書及び収支報告書を提出すること。
- (4) その他市が必要と認めるもの

6 その他

- (1) 受託者は、本事業の執行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、事業完了後もまた同様とする。
- (2) 本事業の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は事業遂行に関して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。